

平成21年3月31日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 津森 ジュン様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 竹 文彦



占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川小浜河川公園)

平成20年12月4日付け国近整琵占調第47号にて意見照会のありました以下の占用許可申請施設について、下記のとおり答申いたします。

占用許可申請施設の概要

施設の名称	野洲川小浜河川公園
場所	守山市小浜町地先 (右岸 1.2km付近から1.5km付近)
主な施設	多目的広場、緑地広場、坂路
申請者	守山市
占用面積	17,268.60m ²

記

1. 委員会としての判断・意見・要望

占用許可申請施設は、平成13年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」に基づき、野洲川改修事業時の「地域分断」に配慮した地元交流の場として地元要望により平成14年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

主な施設は、多目的広場、緑地広場及び坂路であり、設置されて以降、施設形態についての変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地元住民以外の釣り人もいるが、主に地元住民や地元児童を中心であるため、地域に密着した利用者間の交流が図られている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと思われる。

占用箇所は、野洲川河口部に近い高水敷であり、特に冬季には琵琶湖から鳥類の飛来が多く見られる。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるため、生物の生息・生育環境を縦断方向に分断していることから影響があると考える。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び河川敷利用の基本方針に則り、スポーツ施設等の本来河川敷以外で設置可能な施設は原則として縮小していくべきだと考えており、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とは言えず、堤内地で代替地を確保して河川敷以外にすべてを設置、あるいは規模を縮小すべき施設であると判断する。

この判断については前回意見書（平成19年1月18日付け）と同様であるが、前回意見書では、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状を踏まえて、多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を行い、その検討の結果、代替地の確保及び規模の縮小ができない場合には、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する検討を行うよう意見を附したところである。しかし、当委員会は申請者から利用形態の変更として階段護岸を設置する案の報告は受けたものの、最も重要な代替地の確保及び規模の縮小の検討結果報告は詳細なものではなく、当委員会として納得できる報告ではなかった。

したがって、当委員会は下記の意見及び要望事項を附した上で、その意見に沿った占用許可の更新を行うことが妥当であると考える。

【占用許可期限の更新についての意見】

- ①多目的広場の代替地の確保又は規模の縮小の検討を具体的かつ詳細に行うよう指導すること。
- ②十分に利用されていない緑地広場の利用形態について、環境学習などに活かせるような利用可能性を検討するよう指導すること。
- ③上記意見の検討期限を1年とし、検討結果を当委員会へ報告すること。

【占用許可期限の更新に関する要望事項】

階段護岸を設置する際には、生物に十分配慮した構造とすること。

2. 検討の経緯

平成20年12月4日	意見照会書の受理
平成20年12月4日	委員会 占用許可施設の現地調査
	平成19年1月18日付け意見書に基づく報告
	河川管理者による概要説明
平成21年1月22日	委員会 申請者から占用許可申請説明書の説明
	委員による占用許可施設の審議
平成21年3月 5日	委員会 委員による意見書（案）の審議

3. これまでに提出した意見書

平成19年1月18日付け意見書

以上

